

## 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)(案)

令和8年6月22日

協議会名:愛知県公共交通協議会

評価対象事業名:バリアフリー化設備等整備事業

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
【補助対象となる事業者名等の名称を記載】	【系統名・航路名・設備名、運行(航)区間、整備内容等を記載(陸上交通に係る確保維持事業において、車両減価償却費等及び公有民営方式車両購入費に係る在庫補助金の交付を受けている場合、離島航路に係る確保維持事業において離島航路構造改革補助(調査検討の経費を除く。)を受けている場合は、その旨記載)】	【事業評価の評価対象期間において、前回の事業評価結果をどのように生活交通確保維持改善計画に反映させた上で事業を実施したかを記載】	A・B・C評価 【計画に基づく事業が適切に実施されたかを記載。計画どおり実施されなかった場合には、理由等記載】	A・B・C評価 【計画に位置付けられた定量的な目標・効果が達成されたかを、目標ごとに記載。目標・効果が達成できなかった場合には、理由等を分析の上記載】	【事業の今後の改善点及びより適切な目標を記載。改善策は、事業者の取り組みだけでなく、地域の取り組みについて広く記載。特に、評価結果を生活交通確保維持改善計画にどのように反映させるか(方向性又は具体的な内容)を必ず記載すること。】 ※なお、当該年度で事業が完了した場合はその旨記載
名鉄バス株式会社	ノンステップバス5台の購入		A 令和7年度の購入計画に対して、当初の予定どおり5台の購入が完了した。	A 令和7年度の定量的な目標、ノンステップ比率80%以上を当面の目標としていたのに対し、81.4%を達成した。	今後もノンステップバスの導入を計画的に推進していく。
知多乗合株式会社	ノンステップバス5台の購入		A 令和7年度の計画に対して、当初の予定通り5台の購入が完了した。	B 令和7年度の定量的な目標、ノンステップ比率80%以上を当面の目標としていたのに対し、73.6%と目標を達成できなかったが、移動円滑化の促進や乗合バス事業の活性化に寄与することができた。	今後もノンステップバスの導入を計画的に推進していく。

※評価にあたっては、「事業評価を通じた地域公共交通確保維持改善事業の効果的実施にむけて(ガイダンス)」(平成25年11月)を参照し、実施。

【各評価項目の評価基準】

## ①事業実施の適切性

- A…事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。
- B…事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった。
- C…事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった。

## ②目標・効果達成状況

- A…事業が計画に位置付けられた目標を達成した。
- B…事業が計画に位置付けられた目標を達成できていない点があった。
- C…事業が計画に位置付けられた目標を達成できなかった。

# 令和7年度 生活交通改善事業計画 (バリアフリー化設備等整備事業)

令和8年2月3日

(名称) 愛知県公共交通協議会

(代表者名) 会長 片桐靖幸

## 1. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性

少子高齢化社会の進展により増加傾向にある高齢者等が、地域公共交通機関を安心・快適に利用して、通院・買物等の日常生活を営むためには、移動手段がバリアフリー化されることが望ましい。

こうした中、平成18年12月には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)が施行され、これを受けて国では「移動等円滑化の促進に関する基本方針(平成18年12月15日告示、令和3年4月1日改正)」を策定し、バリアフリー化の数値目標を掲げるに至ったところである。

この基本方針の中で、バス車両については、「総車両数約六万台からバス車両の構造及び設備に関する移動等円滑化基準の適用除外認定車両約一万台を除いた約五万台のうち、約八十パーセントに当たる約四万台について、令和七年度までに、ノンステップバスとする。」という目標が示され、その実現に向けて、国庫補助金(地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通バリア解消促進等事業))による支援策等が講じられることとなった。

本県においては、県内で最大の乗合バス車両数を有する名古屋市交通局のノンステップバス車両比率が高いことから、既に県内全体のノンステップバス車両比率は80%を超える状況にある。

しかしながら、地域ごとに乗合バス路線網を持つ事業者は異なることから、事業者ごとのノンステップバス車両比率が、地域ごとの移動手段のバリアフリー化に大きな影響を与えている。

このため、国庫補助金を活用して、事業者ごとのノンステップバス車両の導入比率を高めるととし、県内全域にわたって、高齢者等が地域公共交通機関を利用しやすい環境を整備するとともに、地域公共交通全体の利用促進を図っていくこととする。

(参考) ノンステップバス車両の導入割合 (令和7年3月31日現在)

事業者名	総車両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数		ノンステップ 導入比率
		車両総数	(内訳) ノンステップ バス車両数	
名古屋市交通局	1,038	1,010	1,010	97%
名鉄バス株式会社	667	583	525	79%
豊鉄バス株式会社	109	103	32	29%
知多乗合株式会社	65	62	45	69%
あおい交通株式会社	78	78	40	51%
豊栄交通株式会社	53	41	38	72%
愛知つばめ交通株式会社	13	13	13	100%
名鉄東部交通株式会社	17	14	1	6%
計8社	2,040	1,904	1,704	84%

※車両数は、中部運輸局愛知運輸支局の調査結果に基づく。

※以下に掲げる要件を満たす事業者のみ掲載

- ①県内に主たる営業所を有すること
- ②複数市町村を跨ぐ乗合バス路線を運行していること
- ③車両数が10台以上であること

## 2. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果

### (1) 目標

令和7年度末において、名鉄バス株式会社（名古屋市、尾張西部・北部・東部、西三河地域において乗合バス路線を運行）及び知多乗合株式会社（知多地域において乗合バス路線を運行）におけるノンステップバス車両の比率を、80%以上にすることを当面の目標とする。

### (2) 効果

高齢者等の外出機会が増え、移動円滑化の促進や乗合バス事業の活性化に寄与する。

## 3. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者

### (1) 内容

ノンステップバスの導入

### (2) 実施事業者

名鉄バス株式会社、知多乗合株式会社

#### 4. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

令和7年度（当該年度）

事業者	事業の名称	総事業費※	負担者別内訳			
			国	都道府県	市区町村	事業者
			割合	割合	割合	割合
名鉄バス株式会社	地域公共交通 バリア解消促進等事業	95,000千円	500千円	-	-	94,500千円
			0.5%	-	-	99.5%
知多乗合株式会社	地域公共交通 バリア解消促進等事業	87,197千円	6,406千円	-	-	80,791千円
			7.3%	-	-	92.7%

※見込額を記載

#### 5. 計画期間

事業者	導入車両数	
	営業所名（関係自治体）	令和7年度
名鉄バス株式会社	津島 （津島市、名古屋市、あま市、大治町）	1
	一宮 （一宮市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市）	4
	計	5
知多乗合株式会社	半田 （半田市、刈谷市、常滑市、知多市、阿久比町、東浦町、武豊町）	2
	東海 （東海市、大府市、知多市、東浦町）	3
	計	5
合計		10

## 6. 協議会の構成員

### (1) 愛知県公共交通協議会

<p>①関係地方運輸局・地方公共団体</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・中部運輸局交通政策部</li><li>・中部運輸局愛知運輸支局</li><li>・愛知県都市・交通局</li><li>・県内市町村</li></ul> <p>②公共交通事業者</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・県内で旅客鉄道路線を運行する事業者</li><li>・愛知県バス協会及び県内で地域間幹線系統の運営主体となる事業者</li><li>・愛知県タクシー協会及び名古屋タクシー協会</li><li>・東海北陸旅客船協会</li></ul> <p>③道路管理者</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・中部地方整備局名古屋国道事務所</li><li>・愛知県建設局道路維持課</li></ul> <p>④港湾管理者</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・愛知県都市・交通局港湾課</li></ul> <p>⑤公安委員会</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・愛知県警察本部</li></ul> <p>⑥利用者</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・愛知県商工会議所連合会</li><li>・愛知消費者協会</li></ul> <p>⑦学識経験者</p> <p>⑧その他</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・愛知県総務局総務部市町村課地域振興室</li><li>・愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課</li></ul>
---

### (2) 愛知県公共交通協議会バス対策部会

<p>①都道府県</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・愛知県都市・交通局交通対策課</li></ul> <p>②関係市町村</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域間幹線系統の沿線市町村</li></ul> <p>③関係地方運輸局</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・中部運輸局愛知運輸支局</li></ul> <p>④公共交通事業者</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域間幹線系統の運営主体となる運行事業者</li></ul>
--

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

(所属) 愛知県公共交通協議会(愛知県交通対策課内)

(氏名) 津崎 英史

(電話) 052-954-6124

(e-mail) kotsu@pref.aichi.lg.jp